

●香川県告示第399号

昭和48年香川県告示第126号（建築士法第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の指定）は、平成20年11月27日限り廃止する。

平成20年9月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀